

鴻巣行田北本環境資源組合余熱利用施設整備に係るサウンディング調査
及び参入意向調査業務委託条件付き一般競争入札(事後審査型)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鴻巣行田北本環境資源組合（以下「組合」という。）が発注する余熱利用施設整備に係るサウンディング調査及び参入意向調査業務委託条件付き一般競争入札(事後審査型)を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付き一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加資格に一定の条件を設定することにより業務の質及び履行の確実性を確保するとともに、開札後に入札参加資格要件等の確認審査を行い、落札者を決定する方式の一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）をいう。

(参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）のうち、いずれかの物品納入等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、構成市のうちのいずれかの競争入札参加資格の再審査を受け、公告日に入札参加資格を有する者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、構成市が定める契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止措置及び暴力団排除措置要綱等に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、次の各号に掲げる関係がない者であること。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
 - (ア) 会社法第2条第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 構成市の入札参加名簿等において、一方の会社等の契約締結権者が他方の会社等の契約締結権者を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (7) 本業務と同種（温浴業態、および自治体が行う観光関連の市場調査）の業務を受託又は自ら実施した実績があること。
- (8) 別紙仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(入札の公告)

第4条 公告は、様式第1号により掲示するものとする。

(設計図書等)

第5条 設計図書、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）は、組合のホームページ又は計画建設課で閲覧するものとする。

- 2 入札参加希望者は、設計図書等について質問があるときは、質問書（様式第2号）により行うものとする。
- 3 管理者は、前項に規定する質問があったときは、その回答について、回答書（様式第3号）により、組合のホームページに掲載するものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（様式第4号。以下「参加申請書」という。）を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

- 2 参加申請書は、公告に示した期間内に、持参、郵送又は宅配により計画建設課まで提出するものとする。この場合において、郵送又は宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法とし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は、免除とする。

(入札書及び入札金額見積内訳書の提出)

第9条 入札書及び入札金額見積内訳書（以下「入札書等」という。）は、指定する入札書等の様式に必要事項を記入し、入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）の記名押印をした上で、配達日指定郵便により指定日に提出するものとする。

2 入札参加希望者は、次の方法により封入し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送するものとする。

（1）外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

（2）中封筒には、入札書等を封入し封かんの上、表側に「入札書等在中」の文言を朱書き表記し、業務名、履行場所、入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）及び開札日を記載すること。

（3）外封筒には、前号の中封筒を封入し、表側に宛名及び配達指定日を記載し、業務名及び「入札書等在中」の文言を朱書き表記する。裏側には入札者（法人にあっては商号又は名称）、担当者名及び連絡先を記載する。

3 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書の保管等）

第10条 管理者は、入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封緘した中封筒を確認し、これを開札日時まで総務課において厳重保管するものとする。

2 入札参加者が郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の執行）

第11条 入札（開札）は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、執行する。ただし、再度入札は、行わない。

2 落札者がいない場合は、不調とする。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札の執行までに、入札辞退届（様式第5号）を計画建設課へ直接持参して提出するものとする。

2 組合は、前項の規定により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

（入札の取りやめ等）

第13条 管理者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する疑いがある場合等、入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、又は落札候補者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 管理者は、天災地変その他やむを得ない事情により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札
- (2) 記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 公告で示した入札書配達指定日以外に到達した入札
- (8) 入札書を郵送する封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (9) 入札書が郵送された封筒に記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札
- (10) 2以上の入札書を提出した者がした入札
- (11) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (12) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第6号）（以下「確認申請書」という。）を提出した者がした入札
- (13) 参加資格審査のために管理者が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(開札の方法等)

第15条 開札を行う場合は、当該入札事務に関係のない組合の職員を立会人として1名以上指名して行うものとする。この場合において、指名を受けた立会人は、開札に立会うとともに入札立会人名簿（様式7号）に署名するものとする。

2 開札は、中封筒が未開封であることを、開札の立会人が確認した後、行うものとする。

(入札の傍聴)

第16条 入札者又はその代理人は、当該入札を傍聴することができる。

2 入札者の代理人は、入札を傍聴しようとするときは、入札傍聴委任状（様式第8号）を管理者に提出するものとする。

3 入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場における規律の保持に関して職員の指示に従わなければならない。

(落札候補者の決定)

第17条 落札候補者は、予定価格の108分の100の価格の制限の範囲内の価格で入札した者とし、入札価格の低い者から順位を決定する。

(くじによる落札候補者の決定)

第18条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札を傍聴しているときはその者にくじを引かせ、傍聴をしていないときは、当該入札事務に関係のない組合の職員にくじを引かせるものとする。

(落札決定の保留)

第19条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第20条 管理者は、第17条又は第18条により落札候補者となった者に対し、速やかに落札候補者通知(様式第9号)により通知するものとする。

- 2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料(様式第10号)及び必要書類(以下「確認資料」という。)を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する書類は、第1項の規定による通知をした日の翌日から起算して原則として2日以内(その日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から翌年1月3日までの日(以下「休日」という。))を除く。)に持参により提出するものとする。
- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき、又は参加資格の審査のために組合の管理者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(参加資格の審査)

第21条 管理者は、参加資格の要件に基づき、最も入札価格の低い落札候補者から審査を行い、落札者を決定するものとする。

- 2 管理者は、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、第17条の規定により次順位の落札候補者の審査を行うものとする。この場合において、管理者は、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。
- 3 前2項の審査は、入札書等、確認資料等により行うものとし、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として7日以内(休日を除く。)に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- 4 参加資格の審査結果は、入札参加資格審査結果調書(様式第11号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第22条 管理者は、前条の審査の結果、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、電子メールの方法により通知するものとする。

2 管理者は、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴取するものとする。

(入札参加資格不適合の通知)

第23条 管理者は、第21条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、入札参加資格不適合通知書(様式第12号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、前条の規定による通知の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、管理者に対し、その理由について説明を求めることができる。

3 参加資格を満たしていないとされた者は、前項の説明を求めるときは、不服申出書(様式第13号)により管理者に申し出るものとする。

4 管理者は、第2項の説明を求められたときは、不服申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日以内(休日を除く。)に不服申出回答書(様式第14号)により回答するものとする。

(契約保証金)

第24条 契約保証金の納付及び免除については、鴻巣行田北本環境資源組合契約規則で準用する行田市契約規則(昭和51年行田市規則第22号。)第4条及び第5条を準用する。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、預かり証兼返還請求書に基づき還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(契約の確定)

第25条 契約は、管理者と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第26条 この要綱に特別の定めがない事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月15日から施行する。